

生徒手帳

令和8年度



新潟県立
長岡大手高等学校

目 次

校訓・校章由来	2
教育目標	3
沿革史	4
校歌	8
応援歌	14
生活のきまり	18
身だしなみについて	23
日直の仕事	25
図書館利用案内	26
新潟県立長岡大手高等学校済美会会則	28
会計細則	37
選挙細則	42
済美会組織図	46
年間行事計画	47
学校行事・済美会行事	
新潟県立長岡大手高等学校学則（抄）	49

校 訓

「^{せい}び 美（^な美を濟す）」

中国の歴史書『春秋左氏伝』の一節である「世々濟其美 不隕其名（世々その美を^な濟し，その名をおとさず）」からとられたもので，創立以来の校訓である。

「濟美」の精神とは，「人としての美しい生き方，在り方を探求する豊かな心を持ち続けること」である。



校章由来

男女共学後の昭和51年4月1日に制定されたもので，伸びゆく若葉を校名の一文字「大」の文字にデザインしている。それまでの校章は，江戸時代の長岡藩主牧野氏の家紋である「三ツ柏」をモチーフにしていた。新しい校章の制作に当たり，数多くの応募作品があったが，その中から在校生佐藤由美子さん（昭和52年3月卒）の作品が選ばれ，美術評論家本間正義氏の御指導を得て制定された。

教 育 目 標

- 1 自主・自律の精神を養い，連帯意識を高める。

To foster in students a spirit of independence, an attitude of autonomy, and a sense of togetherness.

- 2 気力・体力の充実を図り，情操を豊かにする。

To build students' mental and physical strength and enrich their hearts.

- 3 学力や技能を高めるとともに，進路希望を達成させる。

To improve students' academic ability and skills and provide guidance so that they can achieve their academic and career aspirations.

沿革史

- 明治36年 5月1日 古志郡長岡町大字新町に古志郡立長岡高等女学校として開校及び入学式挙行。学級2，生徒100，職員15
- 7月7日 済美会発会式
- 明治40年 3月8日 長岡市立長岡高等女学校と改称
- 4月1日 新潟県立長岡高等女学校と改称
- 大正13年 11月3日 第1回明治神宮競技大会の50M及び400Mリレーに優勝，以後大正14年，15年と3年連続優勝
- 昭和3年 10月17日 御大礼記念並びに創立25周年記念式挙行，新校歌制定，記念式典に合唱（旧校歌）
- 昭和19年 1月28日 保育所開設
- 昭和20年 8月1日 長岡大空襲。校舎は焼失を免れるも，生徒40名死亡
- 昭和23年 4月1日 学制改革により新潟県立長岡女子高等学校と改称
- 5月30日 定時制課程（中心校・夜間）開設
- 昭和25年 4月1日 被服科，保育科設置
- 6月25日 新潟県立第二長岡高等学校

	と改称
昭和27年10月11日	創立50周年記念式典挙行
昭和37年10月1日	創立60周年記念式典を市厚生会館で挙行
昭和38年4月1日	家政科設置
9月3日	四郎丸町字沖田に校舎移転 改築起工式挙行
昭和41年9月1日	四郎丸町の現校舎に全校移転
昭和42年4月1日	新潟県立長岡大手高等学校 と改称
11月4日	新校舎移転改築竣工式挙行
昭和43年8月2日	水泳プール竣工
昭和45年3月31日	定時制課程閉校
6月29日	第2体育館竣工
昭和47年9月16日	創立70周年記念式典挙行
昭和48年11月29日	男女共学校に転換決定
昭和49年4月8日	男子生徒106名入学
昭和51年4月1日	新校章制定
4月7日	新校章バッヂ制定
12月17日	新校歌制定
昭和52年1月24日	格技場竣工
5月1日	新校歌発表会
12月5日	新校旗樹立
昭和53年10月31日	第1回東山大遠足（全行程 33km）
昭和55年10月3日	第2グラウンド竣工
昭和57年9月18日	創立80周年記念式典挙行

昭和59年12月13日	教室棟大規模補修工事完了
昭和60年3月	校門脇築山に校歌碑建立
昭和62年11月24日	プール改築工事完了
平成元年4月11日	服装自由化（制服廃止）
平成4年3月24日	幼稚園舎改築
7月13日	済美会館竣工
9月19日	創立90周年記念式典挙行
9月30日	管理棟補修工事完了
12月22日	プール上屋工事完了
平成7年11月6日	第1体育館改修工事完了
平成8年9月5日	グラウンド改修工事完了
11月28日	特別教室棟配管改修工事完了
平成9年12月17日	第2体育館改修工事完了
平成10年10月21日	特別教室棟耐震改修及び外壁工事完了
平成11年9月30日	テニスコート大規模改修工事完了
平成12年1月27日	格技場改修工事完了
3月31日	保育科・附属幼稚園の閉科・閉園
9月17日	特別教室棟大規模改修工事完了
平成13年3月8日	幼稚園棟内部改修工事完了
平成14年10月26日	創立100周年記念式典挙行
平成21年10月31日	被服科閉科式典挙行
平成22年3月31日	被服科閉科
5月8日	新・済美会館竣工式挙行

平成23年11月9日	管理棟改修・補強Ⅰ期工事完了
平成24年10月13日	創立110周年記念式典挙行
11月9日	管理棟改修・補強Ⅱ期工事完了
平成26年11月26日	普通教室棟改修・補強Ⅰ期工事完了
平成27年11月30日	普通教室棟改修・補強Ⅱ期工事完了
平成28年11月25日	第2体育館改修・補強工事完了
平成29年11月9日	格技場改修・補強工事完了
令和元年10月15日	全普通教室に電子黒板設置完了
令和2年3月19日	特別教室に電子黒板設置完了
令和4年10月15日	創立120周年記念式典挙行
令和5年6月28日	中庭に屋外ステージ竣工

新潟県立長岡大手高等学校校歌

西脇順三郎 作詞
三善 晃 作曲

1 ああこの学園の人々よ歌え

あおし の
蒼柴野の森は桜咲き

かお
心は清く香るとき

てんたい きょく あいわ おど
はるか天体の曲に相和し跳る

つど わかうど
大手に集う若人たち

ふるさと とうと
この学びの故郷は尊し

2 ああこの学園の人々よ歌え

おうごん
黄金のみのり野にあふれ

しんり み
真理の極み満つるとき

あ
すべて在るものは歴史ひらめくことか

みょうり す ほうじょう
名利を捨てて豊饒なり

ふるさと とうと
この学びの故郷は尊し

3 ああこの学園の人々よ歌え

悠久の山うららかに

うつ
信濃の川に映るとき

かいちょう おん
遠く海潮の音にみみかたむける

沖田の人は賢明なり

ふるさと とうと
この学びの故郷は尊し

(昭和51年12月17日制定)

JASRAC 出1314633-310

新潟県立長岡大手高等学校校歌

西脇順三郎 作詞
三善 晃 作曲

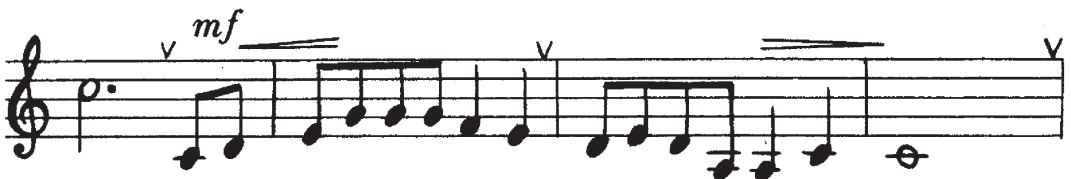
Andante con noblezza ♩ = 60



ああ この がくえんのひと びとようた え



あおしののもりは さくらさきこころは一きよく かおるときはる
おうごんのみのり のにあふれしんりの一きわみ みつるときすべ
ゆうきゅうのーやま うららかにしなののーかわに うつるときとお



か てん たいのきよくに あいわしおど る
て ある ものはれきし ひらめくこと か
く かい ちょうのおんに みみかたむけ る



おおーて に つどう わ かーうど た ち } この
みようーりを すてて ほ うーじょう な り }
おきたの ひとは け んーめい な り }



まなびの ふるさとはと う と し

校 歌 (旧)

相馬御風 作詞
中山晋平 作曲

1 朝の光に咲き匂ふ
悠久山の春の花
夏にも冬にも色かへぬ
あおし
蒼柴の森の姫松の
やさしく強き心もて
かた
希望の方へいざ伸びん

2 しづ 賤がふせや伏屋もたかどの 高樓も
包みて清き白雪の
飾らず汚れぬまこと 誠もて
ひさかた
澄みわたりたる久方の
あま
天つみ空とさはやかに
清くゆたけく生きゆかん

3 よき師よき友よき教へ
ほが
わがまなびやは朗らけき
光に満ちたる愛のその園
あさゆう
いざや、はらから朝夕に
共に手を取り学びつつ
正しき道に進まん

(昭和3年10月制定)

校 歌 (旧)

優しく郎らかに M. M. ♩ 34

相馬御風 作詞
中山晋平 作曲



あさの ひかーりに さきにはー ふ



いうきう ざ んの はるのはー な



なつにもー ふゆにも いろかへー ぬ



あをしのー もーりの ひめまつー の



やさしく つーよき こゝろも て



きぼうの かーたへ いざーのび む

創立記念の歌

中村秋香 作詩
小山作之助 作曲

1 明治の36年5月
月立つ初はじめ いちじつの一日をもて
吾儕わなみの為におかれたる
この長岡まなびやの学校なりは
新築めでたく成整ひて
いと賑はしく開かれにたり

2 窓より望めば南は田圃たはた
西には西山北には弥彦
東は遠く千町田ちまちだを
隔てて向ふ東山むか
此方こなたに見ゆるは悠久山よ
あな世に勝れし野山けいの景や

3 風景のみかは吾が此の窓は
校風規律もまた世に優れ
悠久山の末長く
弥彦の山の高き名を
事実の上より四方に取りて
遍あまねく世にこそ仰がるべけれ

創立記念の歌

中村秋香 作詩
小山作之助 作曲



1. めいじの さんじゅう ろくねん ごがつ つきたつ
2. まどより のぞめば みなみは たはた にしには
3. ふうけい のみかは わがこの まどは こうふう



はじめの いちじつ をもて わ な み の
にしやま きたには や ひ こ ひ が し は
きりつ も またよに す ぐ れ ゆ う きゅう



た め に お か れ た る
と う く ち ま ち だ を
ざ ん の す え な が く



こ の な が お か の ま な び や
へ だ て て む か う ひ が し や
や ひ こ の や ま の た か き な



は しんちく めでたく なりとと
ま こなたに みゆるは ゆうきゅう
を じじつの うえより しほうに



のいて いとにぎ わしく ひらかれ にたり
ざんよ あなよに すぐれし のやまの けいや
とりて あまねく よにこそ あおが るべけれ

第一応援歌

若林喜三郎 作詞
川原勝久 作曲

1 ^{あ あ ゆ} 嗚呼 逝く春も来る秋も
^{さんらん} 燦爛の夢よそにして
^{ねつるい} 熱涙ともに鍛へてし
力示さん時ぞ今
いざ君起てよ聖戦の
鐘鳴りひびく君起てよ

2 ^{こんぺき} 紺碧 ^{そうきゅう} 深き蒼穹に
^{あい} 相撃つ ^{そうや} 征箭は高鳴りぬ
^{こし} 古志の国 ^{くにはら} 原討ち ^な 薙ぎて
^{はしゃ} 覇者とし立たん人や誰
いざ君起てよ聖戦の
鐘鳴りひびく君起てよ

3 ^{はくよう} 柏葉城 ^ひ 下陽は落ちて
大河の流れゆるむ時
^は 銀漢映ゆる校庭に
我は仰がん優勝旗
いざ君起てよ聖戦の
鐘鳴りひびく君起てよ

第一 応 援 歌

若林喜三郎 作詞
川原勝久 作曲



1あ、ゆくはるも くるあきも さんらのゆめ
2こんぺきむかき そ うきゅうに あいうつそうやは
3はくようじょうか ひはおちて たいがのながれ



よそにして ねつるいと一もに きたえてし
たかなりぬ こーしのくにはら うちなぎて
ゆるむとき ぎんかんは一ゆる こうていに



ちからしめさん ときぞいま } い
はしゃとしたたん ひとやたれ }
われはあおがん ゆうしょうき }



ざきみたてよせいせんのかねなりひびく きみたてよ

第二応援歌

鈴木宇良子（高全10回生）作詩
齊藤フサ子（高全11回生）作曲

1 ^{のこぎりげん}鋸巖とゆるぎなく
われら勝利に胸燃えて
^{あした}朝・夕べに鍛へこし
日頃の力今示す
堂々たりわが選手

2 暑さ寒さもいとひなく
われら勇者の意気たかし
強く正しき力もて
輝く^{ほまれ}誉を勝ち取らん
整々たりわが選手

3 信濃の大河洋々と
われら勝者の^{いさをし}功を
^{たた}称へて^は映ゆる旗の色
勝ちて静かに進みゆく
^{しゆくしゆく}肅々たりわが選手

第二応援歌

堂々と力強く

鈴木宇良子 作詩
齊藤フサ子 作曲



1 のこぎ りげーん とゆる ぎーなく われ
2 あーつ ささむ さ もい と いーなく われ
3 しなの のたーい がよ う よう ー と われ



らしよーりにむねもーえて あーしたゆうー
ら ゆうーしゃのいき たーかし つーよくた だー
ら おとーめ のいさ おーしを たたえてーはー



べにきたえこし ひごろのちーから い
しきちからも て かがやくほまれを か
ゆるはたのいろ がちてし ずーかに す



ましーめーす どう どう ーたり わがせん しゅ
ちとーらーん せいせ いたり わがせん しゅ
すみーゆーく しゅくしゅ ぐたり わがせん しゅ

生活のきまり

本校生徒は、つねに真理を求め、豊かな人格と個性を養い、自己を生かし、正しい社会をつくることを目指して学ぶものである。

生徒は、厳しく自己を鍛え、お互いに励ましあい、啓発しあい、それぞれの目的達成につとめなければならない。

次に示すきまりは、生徒の生活の一部についてのきまりであり、他は生徒の自主的判断にゆだねられている。生徒は明確な生活目標をたて充実した毎日を過ごし、自主的に判断し、責任ある行動をしなければならない。

<生 活>

- 1 始業後授業終了まで、校外に出てはならない。
やむなく校外に出る必要が生じたときは学級担任または授業担任の先生に届け出て許可を得る。
- 2 校時は次の表による。

S	H	R	8 : 40 ~ 8 : 45
1		限	8 : 50 ~ 9 : 45
2		限	9 : 55 ~ 10 : 50
3		限	11 : 00 ~ 11 : 55
昼	休	み	11 : 55 ~ 12 : 40
4		限	12 : 40 ~ 13 : 35
5		限	13 : 45 ~ 14 : 40
6		限	14 : 50 ~ 15 : 45

*清掃・放課 *学校行事等で終了が遅くなることもある

全校集会時程

全 校 集 会			8 : 40 ~ 8 : 55
S	H	R	9 : 00 ~ 9 : 05
1		限	9 : 10 ~ 10 : 05
2		限	10 : 15 ~ 11 : 10
3		限	11 : 20 ~ 12 : 15
昼	休	み	12 : 15 ~ 13 : 00
4		限	13 : 00 ~ 13 : 55
5		限	14 : 05 ~ 15 : 00
6		限	15 : 10 ~ 16 : 05

*清掃・放課

3 (遅刻・欠課・早退) 遅刻したときは、直ちに学級担任にその理由を届け出る。

欠課・早退しなければならないときは、学級担任に届け出て許可を得る。

4 (欠席) 欠席するときは、学級担任に届け出る。

5 (忌引) 忌引の場合も学級担任に届ける。

忌引日数	父	母	7日	兄弟姉妹	3日
	祖父母		3日	伯叔父母	1日
	曾祖父母		1日		

6 (情報モラル) 携帯端末は、「8:30から授業終了まで校地内で使用禁止」とする。

歩行中や、自転車に乗りながらの使用はしないこと。電車・バス等の車中、公共機関での使用やインターネット等を利用する場合もルール、マナーを厳守すること。

7 (外出) 深夜に及ぶ外出、又は高校生に不適當な場所への出入は厳に慎む。

8 (旅行・海水浴・登山・スキー・キャンプ) 休日等を利用して、旅行、海水浴、登山、スキー、キャンプを行うときは必ず、保護者の同意を得て、家庭の責任において行うこと。

9 (アルバイト) アルバイトについては、原則として禁止する。ただし、特別の事由により、保護者等の申し出があった場合は、審議の上、許可することもある。また、長期休業中も同様とする。

- 10（下宿）下宿するときは，学級担任に届け出て指導を受ける。
- 11（政治的活動）選挙運動及び政治的活動については，関係する法律を遵守するとともに本校生徒としての自覚を持って行うこと。

<交 通>

- 1（自転車の通学）自転車通学をする時は，学級担任に届け出て許可を受け，係の先生の指導を受ける。ヘルメットの着用を推奨する。原動機付自転車，自動二輪車，自動車，電動キックボードによる通学は認めない。
- 2（バイク免許取得等）原動機付自転車，自動二輪車等の免許取得は原則として認めない。ただし，特別の事由により，保護者の申し出があった場合，原動機付自転車に限り許可することもある。
- 3（自動車免許取得等）自動車の免許取得は原則として認めない。ただし，3年生の進路決定者で，欠点科目がなく卒業が見込まれる者は，「自動車学校入校許可願」を提出し，許可を得ることができる。

（期間に関する条件）入校は2学期終業式後からとし，免許取得のための学科教習・技能教習または検定等を，授業日に受けてはならない。なお，免許取得後も，3月末日までは運転してはならない。

- 4 (交通事故, 交通違反) 交通事故に遭った場合, または交通違反をした場合は, 直ちに, 学校にも報告する。

<服 装>

- 1 服装は学校生活にふさわしく, 品位のあるものとし, 次の点に留意すること。
- 1 安全性
 - 2 活動性
 - 3 清潔感
 - 4 質素端正
- 2 その他の細部については生活委員会で決める。

<届け出・願い等>

次の届け出, 願い等は所定の様式による。

欠席届, 忌引届, 遅刻届, 早退届 (以上は口頭で届けてもよい。), 公欠届, 自転車通学許可願, アルバイト許可願。

身だしなみについて

生活委員会

身だしなみについては、長岡大手高校生としての自覚に基づき、いたずらに流行をおったり華美にならず、清楚で活動的であるよう留意する。

1 服装

活動性・安全性に留意し、華美なものは避け、質素端正で清潔感を与えるよう心がける。

スカートは長すぎるもの、短いものははかない。肩、背中、胸、腹を出さない。

2 髪

服装同様、質素端正で清潔感を与えるよう心がける。パーマをかけたり、髪を染めたりしない。

3 靴

通学用にはサンダルやかかとの高い靴は履かない。内履きは運動靴とし、学年の靴ひもを使用する。

4 装身具

ピアス、ネックレス、指輪、腕輪などはしない。

5 その他

マニキュア・化粧などはしない。

私達は、3年前の学校側からの制服制度廃止の提案以来、数多くの討議を重ねてきました。三年越の選択により、制服制度を廃止し、服装の自由化を決定しました。

そもそも、服装

とは本来、個人の個性や主張をもつとも率直に表現し、また、できるものであると思います。私達はこれらの考え方から、

服装は校則による一律の基準の枠の中に強制すべきではないと考え、制服制度の廃止、自由化を決定しました。これからは、制服制度のない新た

な学校生活のスタートを切ることにあります。

私達は、自由な服装の権利

を得るとともに、今までよりも一層、大手高校生としての

とは違う、新しい大手、『新生大手』を築き上げていかなければなりません。

形式は内容を保障するといえます。しかし、内容のない

服装自由化宣言

自覚をもった、良識ある行動

をとらなければなりません。

その責任は重くかつ、大きいでしょう。私達は服装だけでなく、すべての面で、今まで

形式は無意味であり、害とも

なります。私達は制服を廃止し、服装の自由を獲得しました。しかし、それは乱雑さや、無軌道を意味するものではない

いでしよう。私達には、今ま

以上に自主的、自律的な精神と生活が要求されます。それには、済美会員一人一人の

努力と済美会という一つの集団としての努力もまた

必要とされてきます。

私達は、周囲からも認められ、自分達でも納得できる、名目だけではない、本物の『新生大手』を目指して、頑張っていかなければなりません。みなさん、

この長岡大手高校に「新しい風」を吹かせましょう。

長岡大手高校・済美会

1989. 4. 11

日直の仕事

- 1 真剣な学習の場であり，人間形成の場である学級の運営を円滑にするためにおかれるのであるから，日直は責任を持って任務を行わなければならない。
- 2 ホームルーム員全員がこれにあたり，輪番でこれにつく。
- 3 窓の開放，教室の整頓，美化につとめる。
また，毎授業後，黒板の文字を消し，黒板拭のよごれているものはきれいにしておく。
- 4 先生に指示された教具を整える等，次の時間の準備をする。また，授業開始後，先生が教室に来られない場合は，すぐ先生の所へ行きその指示を受ける。
- 5 時間変更板に注意し，翌日の時間変更を間違いなく全員に伝達する。
- 6 教室の蛍光灯は必要な時だけ点灯し，不要になったら直ちに消灯する。
- 7 清掃終了後1日の反省をしてホームルーム日誌をつけ，戸締りをし，日誌を担任に提出する。
- 8 その他必要に応じて適宜の処置をする。

図書館利用案内

図書館は、読書・資料検索・学習・研究のための共有の施設である。有効に活用するとともに、他の利用者の迷惑にならないよう心がけなければならない。

• 閲覧規則

- 1 開館は始業時より午後5時までとする。
- 2 休日および学校行事など特別の場合は閉館とする。
- 3 長期休業中の開館および貸出については、そのつど別に定める。
- 4 図書は定められた手続きをしなければ館外に持ち出すことはできない。

• 図書館利用心得

- 1 図書館へは不要な物は持ち込んではない。
- 2 図書館での飲食を原則禁ずる。また携帯電話の使用や私語を慎み、他の利用者の迷惑にならないようにすること。
- 3 図書は大切に取り扱い、折り目をつけたり、線を引いたり、書き込みをしたり、ページの切り取りや、写真の切り抜きなどはしない。
- 4 閲覧の終わった図書は分類別に書架のものと場所に正しく返納する。
- 5 書庫の図書を閲覧したいときは、係職員

に申し出る。

● 館外貸出規則

- 1 貸出は開館時間中に行う。
- 2 図書の貸出は原則3冊以内とする。
- 3 貸出期間は原則2週間以内とする。
- 4 「禁帯出」の図書および新着雑誌の貸出はしない。ただし、特別の事情があるときは、係職員に申し出る。クラブに対する貸出もこれに準ずる。
- 5 図書の貸出、返却は次の手続きによる。

<貸出>

- ① 図書を借りる場合は、係に申し出て所定の貸出手続きを行う。
- ② 貸出を受けた図書はていねいに取り扱うとともに、他人に転貸しない。

<返却>

- ① 図書を返却する場合は、開館時はカウンターに、閉館時は返却箱に返す。
 - ② 返却が遅れた場合は、催促状を発行する。
- 6 貸出中の図書を紛失した場合は直ちに係職員に届け出る。なお原則として現品あるいはそれと同額を弁償する。

新潟県立長岡大手高等学校済美会会則

第1章 名 称

第1条 本会は新潟県立長岡大手高等学校済美会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は本校の教育方針に則り，生徒の自治活動を通じて，会員相互の親睦を深め，個人の完成に努め，社会生活の修練をすると共に，本校の発展をはかることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会は本校生徒全員をもって構成し，職員を顧問とする。会員はホームルームに属し，総会に出席する権利と義務を有する。

第4章 機 関

第4条 本会は第2章の目的達成のため，次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 委 員 会
- (3) 広 報 部
- (4) ホームルーム
- (5) ク ラ ブ

第5章 総 会

第5条 総会は第2章の目的を達成するため、次の事項を承認および決議する。

- (1) 予算・決算
- (2) 会則改正
- (3) その他重要な事項

第6条 定期総会は年1回開くものとする。ただし次の場合は臨時総会を開くことができる。

- (1) 全会員からの要求があったとき。(原則5分の1)
- (2) 会長が必要と認め、総務が承認したとき。
- (3) 職員から要求があったとき。

第7条 総会の議長は総務で指名し総会で承認を得る。

第8条 総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数をもって決する。

ただし、可否同数の場合は議長の決するものとする。

第6章 委 員 会

第9条 本会は執行機関として、下記の委員会を置く。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 生活委員会 | (2) 文化委員会 |
| (3) 体育委員会 | (4) 保健委員会 |
| (5) 美化委員会 | (6) 図書委員会 |

- (7) 広報委員会 (8) 防災委員会

第10条 各委員会の構成及び任務は下記のとおりとする。

- (1) 生活委員会

各ホームルームから2名ずつ選出された委員で構成し、校内及び校外生活の秩序の維持にあたる。

- (2) 文化委員会

各ホームルームから2名ずつ選出された委員で構成し、済美祭等一切の文化的任務を行う。尚、済美祭のクラス企画に関しては済美祭実行委員が主として行う。済美祭実行委員は各ホームルームから2名ずつ選出し、文化委員との兼任はできない。済美祭実行委員長は文化委員長が兼任する。

- (3) 体育委員会

各ホームルームから2名ずつ選出された委員で構成し、体育行事の計画執行にあたる。

- (4) 保健委員会

各ホームルームから2名ずつ選出された委員で構成し、保健衛生に関する一切の任務を行う。

- (5) 美化委員会

各ホームルームから2名ずつ選出された委員で構成し、清掃及び校内美化に関する一切の任務を行う。

(6) 図書委員会

各ホームルームから2名ずつ選出された委員で構成し、図書関係の一切の任務を行う。

(7) 広報委員会

各ホームルームから1名ずつ選出された委員で構成し、新聞・機関誌の編集発行を行う。

(8) 防災委員会

各ホームルームから2名ずつ選出された委員で構成し、冷・暖房（灯油含）の管理、避難訓練等の任務を行う。

第11条 各委員会は必要に応じて定例会議を開くものとし、その決議及びそれに基づく執行は事前もしくは事後に、総務・顧問の承認を得なければならない。

第7章 総 務

第12条 本会は下記の総務を置く。

正副会長，書記局長，書記局員，会計局長，会計局員。

ただし両局長，並びに局員は会長の委嘱による。上記の総務員はホームルーム役員を兼任することはできない。

第13条 総務の任務は下記のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会務を掌理する。

- (2) 副会長 会長を補佐し，事故ある時はこれに代わる。
- (3) 書記局長 書記局を代表し，書記局の事務一切の責任を負う。
- (4) 会計局長 会計局を代表し，会計局の事務一切の責任を負う。

第14条 総務の任期は1年とし，再選任をさまたげない。次期総務は選挙後に，選出及び委嘱され，その後，正式引継をする。

第8章 選 挙

第15条 総務の選出は下記のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

第16条 正副会長の選挙は，全会員の投票により，2年生中より会長1名，副会長1名，1年生中より副会長1名を選出する。

総務の罷免は，総会において3分の2以上の議決を得た場合に成立する。

第17条 正副会長の選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会は各クラスより1名選出された委員で構成され，委員長は互選とする。

選挙は選挙細則による。

第9章 書記局，会計局

第18条 書記局は会長により委嘱された局長1

名，並びに局員若干名で組織され，総会の記録，済美会会報の発行，印刷，通信など一切の書類の管理を行う。

第19条 会計局は会長により委嘱された局長1名，並びに局員若干名で組織され，予算，決算をはじめとする会計事務一切を行う。

第10章 ホームルーム

第20条 各ホームルームには下記の役員を置く。

- (1) ホームルーム長 1名
- (2) 副ホームルーム長 2名
- (3) 各委員（生活，文化，体育，保健，美化，図書，広報，防災）

ただし，前年度の各委員会の正副委員長は選挙によらず，そのホームルームの委員となり，引続きその任を遂行する。

第21条 1年生の役員は必要に応じて再編成するものとし，2・3年のクラスの役員は新学期1週間後に選挙する。その間級係がその役に当たる。任期1年とする。

第11章 クラブ（部活動）

第22条 クラブは下記のクラブに分け，希望者のみ加入とする。

（体育部）テニス，ソフトボール，卓球，バレーボール，バスケットボール，ダンス，陸上競技，水泳，登山，

野球，バドミントン，サッカー，
ハンドボール

(文化部) 文芸，自然科学，英語，音楽，書道，
美術，写真，演劇，茶道・生花，
琴，放送，軽音楽

第23条 クラブには下記の役員を置く。

- (1) クラブ長 1名
- (2) 副クラブ長 1名

第24条 クラブの成立，及び存続には次の条件を必要とする。

- (1) 3年以上同好会として活動した経験がある。
- (2) 10名以上の部員を保有している。但し部員10名以下のクラブでも運営上，支障なしと認められた場合は，この限りではない。
- (3) 顧問をもつこと。
- (4) 顧問会議，職員会議を経て校長の承認がある。
- (5) 活動場所がある。

第25条 各クラブは年に1回以上競技会に参加，または研究発表等を行わなければならない。

第26条 各クラブは次のものについて，生徒総会の承認を得なければならない。

- (1) その年度の予算案
- (2) 決算報告

第27条 これらの条件を満たさず，またクラブ

として不適當と認められた場合，顧問会議で審議され，校長の承認をもって同好会とする。

第28条 2年間部員が加入せず，活動がない部については休部とする。休部中顧問，予算はつけない。休部から2年間部の状況が変わらなければ廃部とする。

第12章 同好会

第29条 同好会の成立には次の条件を必要とする。

- (1) 同好者がいる。
- (2) 顧問の指導が得られる。
- (3) 活動する場所がある。
- (4) 校長の許可がある。
- (5) 現在クラブとして成立しているものについては認めない。

第30条 同好会は予算の配分を受けることはできない。

第31条 同好会は，その年度の活動計画及び活動結果を総務に提出しなければならない。

第13章 会計

第32条 本会計は会計細則による。

第14章 附則

第33条 本会におけるすべての諸決事項は校長の承認を経なければならない。

第34条 会則の改正は総会において3分の2以上の決議を経なければならない。

第35条 会則の運営に必要な細則は別にこれを定める。

第36条 本会則は，昭和60年4月1日より効力を発する。

平成20年4月一部改正

平成22年5月一部改正

平成26年5月一部改正

会 計 細 則

第1章 予 算

第1条 本会の収入は、済美会費及び雑収入による。

第2条 予算の編成と成立。

- (1) 関係部門より予算見積書を2月下旬までに提出させる。
- (2) 会計局の予算見積書の査定
- (3) 会計局に対する復活要求
- (4) 予算編成委員会による原案の作成
- (5) 会計局は予算案を4月下旬までに作成
- (6) 総務による予算案の審議
- (7) 総会の承認成立

第3条 予算編成委員会は次の委員により構成される。

正副会長・会計局長及び会計局員・各委員長・各クラブ長

第4条 委員会は、直接会員に奉仕する性質上、それぞれの活動に見合った予算を組めるものとする。

第2章 支 出

第5条 支出は次の手続きによる。

- (1) 責任者（主として委員長・クラブ長）は定められた日に出納簿に記載し、請求書を

作成し，請求書をそえ顧問の認印を得た上，会計局に提出する。

- (2) 会計局は提出された記載事項につき予算品目，その他の面より検討する。

第6条 運動クラブの遠征費の支給は次のようにする。

(1) 支給対象

1 支給対象の大会は年県内3回・県外2回までとする。ただし，県外大会については高体連の主催もしくは共催のものとする。

2 支給対象となる者は，正選手・補欠（要項に規定する人数）・マネージャー1名とする。

(2) 支給額

1 交通費

① 交通費は本校からの最短距離で計算する。

② 交通費は必要経費の3分の1を補助する。

（必要経費とは，高体連・高野連よりの補助を除いたものとする）

③ 県内の特急・急行は認めないが，宿泊が認められる地域で特急・急行を使用すれば日帰りが可能な場合支給する。

④ 県外は特急料を認める。

⑤ 学割を利用できる場合には利用する。

- ⑥ 大会参加人数が8名以上の時は、団体券を利用する。
- ⑦ 列車利用が困難な場合は、クラブ顧問・クラブ長と会計顧問・会計局との話し合いのうえ、バス料金を支給することもある。
- ⑧ 大会会場が長岡市内にある場合は支給しない。

2 宿泊費

- ① 宿泊を認める地域（長岡を起点として）
 - ア 下越は新潟以遠
 - イ 上越線は六日町以遠（十日町を含む）
 - ウ 信越線は直江津以遠
- ② 宿泊費は最低日数で計算し、高体連・高野連の宿泊基準の3分の1を支給する。
- ③ 一日で終了する大会でも試合開始時刻に間に合わない時は、前日の宿泊を認める。後泊は原則として認めない。

- ## 3 大会参加費・登録費・分担金については、(1)の1に該当する大会には3分の1支給する。

(3) 支給方法

- 1 大会終了後、大会要項・メンバー表の写しを貼付した請求書を会計局に提出する。

2 県外大会の場合，大会要項・メンバー表の写しを貼付した概算書を大会1週間前までに会計局に提出し承認をえる。

3 支払いは会計局より会計顧問を通じクラブ顧問に行う。

第7条 文化クラブの遠征費の支給は次のようにする。

(1) 支給対象の大会は年県内3回・県外2回までとする。ただし，県外大会については高文連の主催もしくは共催のものとする。

参加人数は15名まで認める。音楽クラブについては40名以内とする。

(2) 支給額・支給方法については，運動クラブに準ずる。

第3章 決 算

第8条 会計局・会計顧問は年度末の締め切りをまって本会の収支決算報告書を作成して総務に提出しなければならない。

第9条 会計局は前条決算報告書を総会に提出しなければならない。

第4章 慶 弔

第10条 会員の慶弔に関する事項は次のようにする。

(1) 会員の死亡のとき。

(2) 会員の父母の死亡のとき。

(3) 家の火災のとき。

第11条 金額は次のようにする。

(1) 会員の死亡・家の火災は5,000円。

(2) 会員の父母の死亡は3,000円。

第5章 会計監査

第12条 総務によって選出された会計監査委員は、年2回会計検査を行い物品検査も兼ねて行う。

第6章 会計年度

第13条 この会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 附 則

第14条 本細則の変更は総務の審議を経て総会の議決によらなければならない。本細則は昭和59年5月10日より発効する。

平成16年4月1日一部改正

平成22年5月一部改正

選 挙 細 則

総 則

本規則は済美会会則に基づき、会長及び副会長の選挙事務を管理する選挙管理委員会の業務を明確にし、その運営を円滑にすることを目的とする。

第1章 選挙管理委員会及び 選挙管理委員

第1条 会則及び本細則に基づき、選挙管理事務を行う。

第2条 選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

第3条 選挙管理委員は、一切の選挙運動をしてはならない。

第2章 選挙管理業務

第4条 選挙管理業務は、原則として下記に従う。

(1) 選挙期日の公示

投票日の2週間前までに掲示及び校内放送によってこれを行う。

(2) 立候補者の受付

公示後ただちに開始し、投票日の6日前までとする。

(3) 立候補者名の公示

受付締切の翌日，掲示及び校内放送によってこれを行う。

- (4) 投票
- (5) 開票
- (6) 当選者の公示

開票の翌日，掲示及び校内放送によってこれを行う。

第3章 立候補

第5条 立候補の権利は，現1，2年生に限る。

第6条 届出は立候補届出用紙により，期間内に責任者が選挙管理委員会に届け出る。

第4章 責任者

第7条 責任者は，立候補者及び運動員の行動の一切の責任と立会演説，開票への出席，選挙録への署名の義務を負う。ただし，署名については本細則第23条による異議申し立てを行う場合にのみこの限りではない。

第5章 選挙運動

第8条 選挙運動は，届出後に開始する。

第9条 選挙運動は，立会演説，応援演説及びポスター貼付とする。

第10条 ポスターは所定のものとする。

第11条 校外において，あらゆる選挙運動をしてはならない。

第12条 本章の規定に違反したものは、その選挙に関する一切の権利を失う。

第6章 投票

第13条 投票者は選挙人名簿によって投票用紙を会場で受領し投票する。ただし、本規則第15条に関してはこの限りではない。

第14条 投票は一人一票とし、代理人の投票はこれを認めない。

第15条 選挙期日に投票できない場合にのみ不在投票を認める。その場合は、選挙管理委員にその旨を申し出て指示に従う。

第16条 投票用紙は選挙管理委員会で作成する。

第17条 投票は無記名投票とする。

第18条 立候補者が定員と同数の場合は信任投票とする。

第7章 開票

第19条 選挙管理委員会は、投票終了後、所定の会場で開票する。

第20条 当選は有効票数の過半数獲得者とする。立候補者の獲得数が過半数に満たない時は、上位2名による決選投票を行う。

第21条 開票結果は、投票日の翌日公示する。掲示及び校内放送によってこれを行う。

第22条 無効投票は次のものとする。

(1) 正規の用紙を用いないもの。

- (2) 候補者以外の氏名及び事項を記入したものの。
- (3) 何人を記載したか明確でないもの。
- (4) 白紙のもの。

その他のものについては，選挙管理委員会と立会人との合議により選挙管理委員会がこれを決する。

第8章 異議申立

第23条 責任者は選挙全般につき，選挙管理委員会に異議申立の権利を有する。

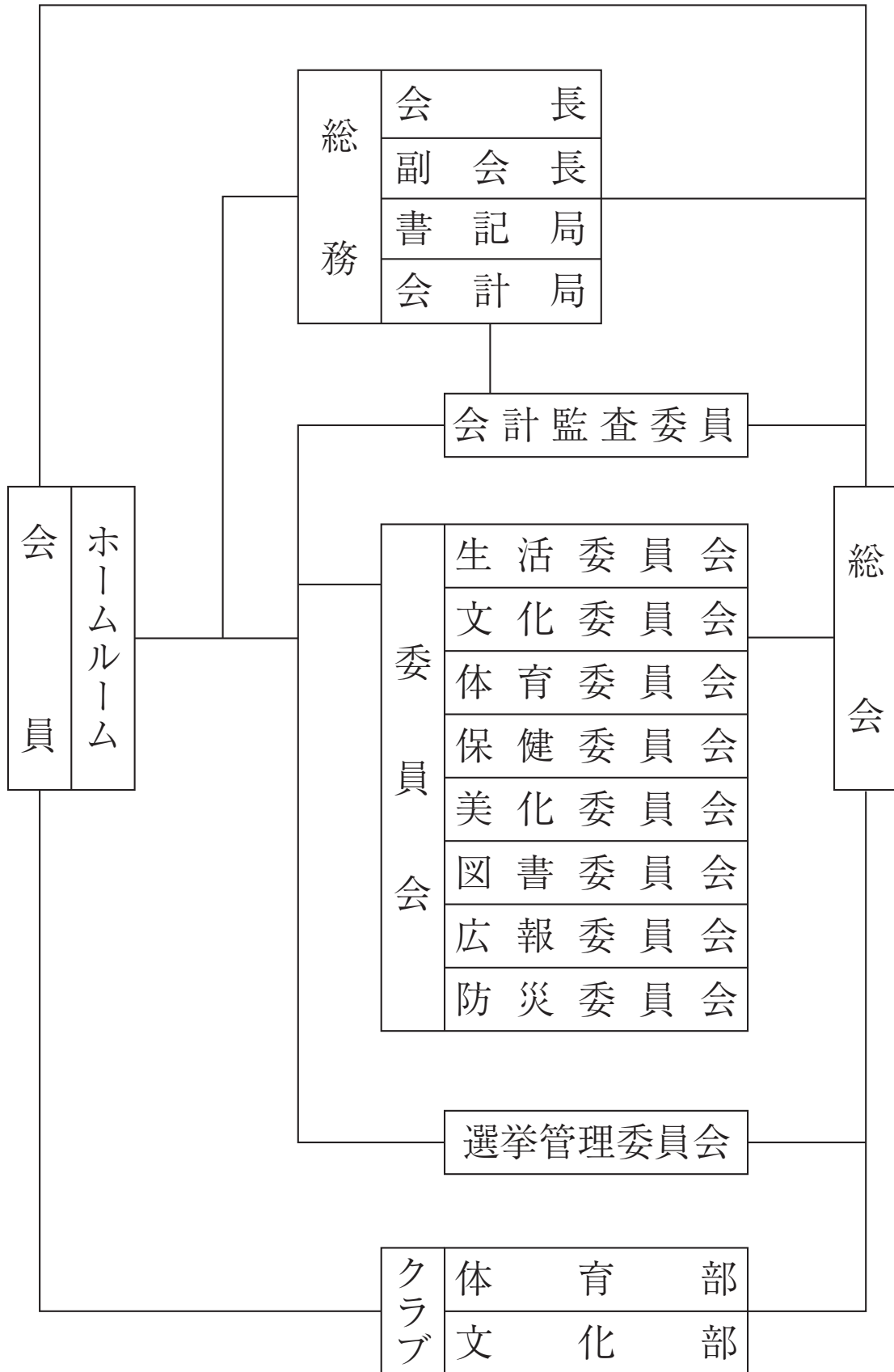
第24条 選挙管理委員会は，異議申立を審議し決定する。

第9章 附 則

第25条 本細則の変更は代表協議会の審議を経て総会の議決によらなければならない。

本細則は，昭和56年4月1日より発効する。

済美会組織図



年間行事計画

	学校行事	済美会行事
4月上旬	1学期始業式 入学式	
中旬	身体計測 健康診断	クラブ紹介 済美会規約説明 HR委員決定 クラブ決定 委員会構成 委員会・クラブ 長集会
5月1日	創立記念日	生徒総会 体育祭実行委員 会構成 壮行式
中旬	中間考査	体育祭
6月上旬		壮行式
6月下旬～	期末考査	
7月上旬		スポーツ大会
下旬	1学期終業式 保護者面談	
8月下旬	2学期始業式	
9月上旬		済美祭
中旬		生徒会役員選挙公示
下旬	東山大遠足	
10月上旬	中間考査	立会演説会 生徒会役員選挙

	学校行事	済美会行事
11月中旬		委員会集会
11月下旬	2年期末考査	(引き継ぎ)
12月上旬	1, 3年期末考査	
	2年修学旅行	
下旬	2学期終業式	スポーツ大会
1月上旬	3学期始業式	
中旬	3年学年末考査	
2月上旬	1, 2年学年末考査	
中旬	1年学校スキー	
3月上旬	卒業式	
下旬	3学期終業式	

新潟県立長岡大手高等学校学則(抄)

第2章 学年，学期，授業終始 及び休業日

第4条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて，次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 授業終始の時刻は，校長が定める。

第5条 休業日は，次の表のとおりとする。

1	国の定める祝日	
2	日曜日・土曜日	
3	学年始休業日	4月1日から4月6日まで
4	夏季休業日	7月27日から8月27日まで
5	冬季休業日	12月26日から1月6日まで
6	学年末休業日	3月22日から3月31日まで
7	新潟県公立高等学校入学者選抜の「学力検査(一般選抜)」が行われる日	
8	前各号のほか,新潟県教育委員会(以下委員会)が定めた日	

2 校務の運営上，特に必要があると認めるときは，校長は，委員会の承認を得て，休業日を授業日とし，又は授業日を休業日とすることができる。

第6条 非常災害その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程，授業日数 及び生徒の指導

第7条 本校の教育課程，授業日時数は，学習指導要領の基準及び委員会が別に定める基準によって，別表のとおりとする。

2 前項の別表は，毎学年の初めにおいて校長が定める。

第8条 生徒は，本校の定める生活のきまりを守らなければならない。

第9条 生徒が，欠席，欠課，遅刻，早退等をする場合は，所定の手続きを経なければならない。

第10条 生徒が，文化，体育関係の行事に参加する場合には，校長の許可を得なければならない。

第11条 生徒が，感染症にかかり，又はかかるおそれがあるときは，校長はその生徒の出席の停止を命ずることができる。

第4章 成績の評価，単位の認定 及び卒業

第12条 成績の評価，単位の認定は，学習指導要領の基準に基づいて，生徒の出席状況と平

素の成績によって行う。

2 成績評価，単位認定については，校長が別に規程を定める。

第13条 校長は，本校所定の課程を修了したと認められた者には，卒業証書を授与する。

2 単位を認定したときは，校長は，必要に応じ，所定の単位修得証明書を交付する。

第5章 入学，転学，留学，休学及び退学等

第17条 入学は，校長が許可する。

第18条 入学を許可された者は，入学後5日以内に，保護者が署名した所定の誓約書及び住民票の写しを，校長に提出しなければならない。

ただし，入学を許可された者が成年者の場合には，保護者の署名を要しない。

第19条 第18条に規定する保護者とは，未成年である生徒に対して親権を行う者，親権を行う者がいないときは，後見人で，本校に対して，生徒に関するいっさいの責任を負うことができる者をいう。

2 生徒が成年年齢に達するまで保護者であった者は，生徒が成年年齢に達した後も引き続き学校と連携し，生徒の健全育成に努めるものとする。

3 生徒若しくは保護者（前項に定める者を

含む。)が住所又は氏名等を変更したときは、すみやかに校長に届け出なければならない。

第20条 生徒が転学しようとするときは、保護者は所定の転学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、他の高等学校から転学を志望する生徒があるときは、本校の教育上支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合は、これを許可する。

第21条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者は所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 前項の願い出があったときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。

3 校長は、第12条第1項の規定にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、35単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第4条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

第22条 生徒が、病気その他やむを得ない事由によって、休学しようとするときは、保護者は、所定の休学願を校長に提出しなければならない。

らない。

2 前項の願い出のあったときは、校長が適当と認めた場合、1ヶ月以上1年以内の期間で、休学を許可するものとする。

3 休学が1年を超えた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は、引き続き休学を許可することがある。

第23条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出し、その許可を得なければならない。

第24条 生徒が、退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 いったん退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に願い出て、しかも、再入学の理由を、校長が適当と認めたときに限り、原学年以下に入学を許可することがある。

第25条 第1学年途中又は第2学年以上に編・転入学を志望する者がある場合にはその者が、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があり、かつ、校長が本校生徒として適当と認めたときに許可することがある。

2 (1) 試験科目は3教科、国語・数学・英語の試験を行う。問題は各教科で作成する。各教科で諮って、職員会議で審議し合否を決定する。

(2) 面接は、管理職1名・転編入学年2名の計3名で行う。但し評価は行わない。

第26条 生徒が成年者である場合における第20条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「当該生徒」と読み替えるものとする。

第6章 生徒の表彰及び懲戒

第27条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

第28条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を行う。

2 前項の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 第2項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行う。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

3 正当な理由がなくて出席が常でない者

4 学校の秩序を乱し、その他の生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、性行不良であって、他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。

5 第2項の訓告は、教育上必要があると認め

られる生徒に対して行うものとする。

第8章 授業料，入学料及び 入学考査料

第30条 授業料，入学料及び入学考査料の徴収は，新潟県立学校条例（以下「県立学校条例」）に定めるところによる。

第31条 授業料等の未納者に対する出席停止又は除籍措置は，新潟県立学校管理運営に関する規則に定めるところによる。

第32条 授業料及び入学料の減免は，県立学校条例に定めるところによる。